

■□■ ご遺族のかたへ □■□ 後期高齢者医療制度に係るお手続きについて

□葬祭費	葬儀を行ったかたへ、申請により葬祭費として 50,000 円が支給されます。 ●必要なもの：①葬祭執行の事実がわかるもののコピー（申請人名義の葬儀の領収証 または 喪主(申請人)の名前のある会葬礼状） ※会場代、お花代、食事代、お布施、冥加料等のみ記載の領収書は不可。 ②申請人の振込先がわかるもの（通帳等） ●申請窓口：市役所保険年金課後期高齢者医療係 または 市政センター。郵送も可。
□送付先変更	後期高齢者医療に関する通知等の送付先変更をご希望される場合は、届出をされるかたの身分証明書をご持参下さい。
□資格確認書・被保険者証の返却	「後期高齢者医療資格確認書」「後期高齢者医療被保険者証」は、市役所保険年金課後期高齢者医療係または市政センターへご返却下さい。「限度額適用・標準負担額減額認定証」「限度額適用認定証」「特定疾病療養受療証」をお持ちのかたは、あわせてご返却下さい。
□保険料の精算	亡くなったかたの保険料は、お亡くなりになった月の前月分（月の末日にお亡くなりになった場合は死亡月分）までかかります。保険料を再計算した「保険料のお知らせ」を、お亡くなりになった月の翌月以降に送付します。 再計算の結果、還付または不足分のご納付が必要になる場合がありますが、いずれの場合も書面にてご案内いたします。
□高額療養費等の支給	被保険者様の高額療養費等の支給がある場合、相続人代表者に支給します。該当する場合は以下の書類をお送りします。 ●過去に高額療養費の支給があるかた（口座登録済みのかた）：「相続人代表者届」 ●初めて高額療養費に該当のかた：「申請書」と「相続人代表者届」 ＊高額療養費は、月ごとの保険診療分のお支払い合計額が限度額を超えた場合、超えた分を支給します。支給金額は診療を受けた月の概ね4ヶ月後に確定します。
□その他	・他のかたの後期高齢者医療保険料や国民健康保険税の振替口座として亡くなったかた名義の口座を登録している場合、亡くなったかた以外の名義の口座に変更するお手続きをお願いいたします。
	・同世帯のかたが亡くなり非課税世帯と判定されたかたは「限度額適用・標準負担額減額認定証」の対象となる場合があります。申請書をご提出ください。

お問い合わせ先：0422-60-1913 武蔵野市役所 保険年金課 後期高齢者医療係（市役所2階 ②番窓口）